

# 95年象牙海岸総選挙と民主化

大橋 浩人

1995年総選挙の最大の争点の一つは、94年12月に制定された改正選挙法の見直しをめぐる攻防であり、いま一つは部族間抗争の萌芽である。結果的に与党象牙海岸民主党（PDCI）の大勝であり、政局運営のレベルでは安定が保たれたが、独立以来最大規模となるであろう総計30数名の死者を出してしまった。本論ではこの総選挙の展開を象牙海岸の民主化の促進を念頭に置きながら論じることにした。

## 1 与野党の前哨戦

1995年8月末、ワタラ前首相（現IMF副専務理事）は多くの共和国連合（RDR：94年PDCIより離脱結成）支持者が迎えるなかアビジャン入りした。ワタラ前首相は、「法を尊重するがゆえに、立候補はしない。象牙海岸を混乱に陥れるようなことはしたくない」という簡単なコメントだけを発表した。

RDRが北部ムスリム勢力の結集をはかりつつ、改正選挙法第49条（大統領の被選挙資格規定）の見直しを政府に要求することでワタラ擁立の実現を目指す一方、象牙人民戦線（FPI）は中西部のベテ族を中心とする勢力の結集に余念がない。他方主要野党で構成する共和国戦線（FR）の統一候補擁立は一向に進展しない。与党に対する反対勢力と

しての共通項はあるが、連立政権を目指してPDCIを打ち倒そうという動きは大統領選挙期間中ほとんど見ることはできなかった。

9月に入ると選挙法改正を要求する野党の戦術は実力行使に移り、FRの12日のドゴール橋上での座りこみを皮切りに与野党の対立は激化した。20日には大統領令によるデモ・座り込み禁止令が發布され、地方議会議員選挙終了まで公道と公共の場所でのデモ・座りこみが軽犯罪法の対象となった。この大統領令にもかかわらず野党の実力行使は継続され、治安部隊の取締の中で5名の死者と数十名の負傷者および逮捕者を出した。

10月1日に大統領選立候補届出が締め切られ、6名の届出が公表された。被選挙資格の評定の後、候補者はベディエ現職大統領と象牙労働党（PIT）書記長のウォディエ国民議会議員の2人となった。FR内の政党であったPITの書記長が、FRからの統一候補としての推薦はおろか、逆にFRとの距離を置かざるを得ない状況で選挙戦を戦うことになったのは、FRの政党間調整の失敗が最大の原因である。

象徴的だったのがFPIのグバゴボ書記長が1994年議会で改正選挙法に賛成した事実があることがドンワヒ国民議会議長によって指摘されたことである。元来ワタラ擁立に好意的でなかったグバゴボ

書記長は、ベディエ大統領と一騎討ちで戦えば、勝算は高くないにしても、十分に支持を集められる国内唯一の対抗馬であった。ところが95年の一連の総選挙を前にしてワタラ擁立を標榜するRDRの躍進で相対的に求心力を失っていった。

もちろんワタラ前首相が立候補するのであれば、ウフェテスト（ウフェ前大統領の政策支持者）の同士討ちという、国内を二分する大選挙になったのであろうが、少なくともグバグボ率いる中西部のベテ族を主要な支持基盤とするFRIが、北部ムスリム勢力を背景とするRDRの推すワタラ擁立に同意するとは考えにくい。ワタラ自身に出馬の意思があるにせよ、その出馬によって象牙海岸が混乱に陥ることを望まないという事実上の不出馬宣言が表明されたのであるから、ワタラ擁立をめざしての同法第49条の改正を争点とするFRの戦術は理に合わない。FR内では、候補者の調整もさることながら、戦術のすりあわせすらも充分でなかった。

一方政府与党は「ボイコット・アクティブ」（9月以降の実力行使による選挙妨害を含むボイコット運動）を実行しているFRに対して一貫して選挙への参加を呼びかけた。ウォディエ候補が被選挙資格を満たしていたことは、与党にとって相当有利にはたらいたと評価できる。憲法評議会の評定によって被選挙資格を認められなかった4名のようにウォディエも選挙戦を戦えないことになっていれば、政府与党は後述する国民議会議員選挙の時のように、立候補届け出期間を延長し、野党の参加を促すという実際的な譲歩策を強いられていたと思われる。

## 2 ウォディエの戦い振り

選挙運動期間中、テレビ報道は2候補にそれぞれ同じ時間を配分し、与党系日刊紙『フラテルニテマタン』紙の数ページが選挙公報として利用された。対立候補へのさまざまな便宜供与は、与党の

国際世論への配慮が主な要因である。その民主的配慮を活かしてウォディエは1992年の米国大統領選挙でクリントン候補が用いたキャッチフレーズである「変化」を強調し、国民に支持を訴えた。

PIT党本部は、PITの政策綱領を掲載した小冊子を用意し、社会保障・教育問題・政界汚職等の政策問題を取り上げた。候補者間の政策論争がわずかながらも見られたことは、1995年大統領選挙の一つの収穫といえる。またPDCIに対して徹底抗戦を示しつつ、FRに対して「ボイコット・アクティブ」の中止と野党統一候補として自らへの支持を求めるウォディエの戦術は、象牙海岸の民主化促進という観点から高く評価できる。

しかしながら、FRの支持を獲得できなかったウォディエは国内各地に名前を浸透させるだけで精一杯であった。結果は95.25%の票を獲得したベディエの圧勝に終わった。ベディエ大統領の華やかな勝利宣言とは対照的に、ウォディエの敗戦の弁は爽やかなものだった。同氏は「今回の大統領選挙を通じて、PITは全国にその名を知らしめることに成功した。そしてこれからは国政選挙・地方選挙に向け一層の躍進を期する」と決意を語っていた。しかしながら、残念なことに同氏は国民議会議員選挙でも落選の憂き目に逢うことになる。

## 3 大統領選挙を視察して

ポスト・ウフェ時代の初めての総選挙とあって、日本政府は民主化支援の一環として50万ドルの無償援助と選挙監視団の派遣を決定した。在象牙海岸日本国大使館に勤務する私は、この好機に国連開発計画（UNDP）が調整する選挙監視団に参加する機会を得た。

当日の投票所は二つの理由できわめて平穩なものであった。第1の理由は「ボイコット・アクティブ」が想像以上に効果を発揮したことである。

アビジャン市内の店という店はショーウィンドに板を打ちつける等の徹底した手段で難を免れんとしていた。投票に先立つ16日にはヴィルモルト(死の町)とも呼ばれる戦術をFRが強行し、幸いにも死者はなかったものの象牙海岸国民の緊張は極に達していた。「ボイコット・アクティブ」の支持者がボイコットを実行したこと、野党支持者による選挙妨害を恐れて投票を自粛した浮動票層の棄権が連続した結果、投票率は伸び悩んだ。普段は異様な活気で賑わっているアビジャンの住宅地であるヨブゴン、アジャメ、クマシ各地区でも出歩く人はわずかであった。

第2の理由は選挙管理が非常によく組織されていたことである。投票人名簿からの野党支持者の不当な排除等の不透明な問題もあったが、県庁職員および投票所事務員の対応は好ましいものであった。全国で約15000の投票所が全て良好に運営されたかは確かではないが、1万CFAフラン(約2100円)の日当で派遣されている投票所長と2名の秘書、各政党の立会人の計5名による投票所運営は、アビジャンの多くの投票所では整然としたものであった。

#### 4 投票率をめぐる政治的駆引き

支持基盤に乏しいPITのウォディエ候補だけが相手とあれば、ベディエ候補が戦わなくてはならない相手はむしろ見えざる敵のFRであり、「ボイコット・アクティブ」との戦いは投票率によって決することになる。投票率をめぐる与野党間の駆引きは興味深い。

投票日の翌日の『フラテルニテマタン』紙は、いち早く内務省の発表として投票率を56%と発表した。しかし私が開票に立ち会った国立高等学院投票所での投票率はたった25%弱であった。アビジャンでの低投票率をみる限り、全国での56%と

いう投票率は信じがたい。他方『ラヴオワ』紙等野党系各紙は40%前後と予測していた。

実は投票率の暫定的な計算は開票中から行なわれており、内務省の選挙管理委員会の役人が、開票中の密室の投票所に入り込み速報の集計に回る姿が、私が投票に立ち会った投票所でもみられた。選挙管理委員会には野党の代表も名を連ねており、その野党の委員が情報を利用することは可能である。つまり各政党とも正確な数値を知りえたわけである。投票日から一週間後、憲法評議会は有効投票数が172万票であったことを明らかにした。しかし、有権者総数および投票者総数の公式発表がなされていないので、最終的な投票率は不明である。ともあれ象牙海岸国民は期待と諦念の入り交じる思いでベディエ政権を静かに見守る一方、諸外国は95年大統領選挙の成功を祝福していた。

#### 5 全国民参加の国民議会選挙?

全国民・与野党参加の総選挙でなくては、象牙海岸の民主化に対する諸外国からの評価は格段に下がる。その問題を憂慮する政府首脳は、「ボイコット・アクティブ」を強行し、11月5日の締切間近になっても国民議会選挙への立候補届けの出ていない野党FRの総選挙参加へのはたらきかけに腐心していた。11月7日、コピナFR議長(RDR書記長)の「ボイコット・アクティブ」終了宣言により国民議会の選挙戦は1週間遅れでスタートした。政令によって、27日の投票日は変更なしで立候補の締切りだけが1週間先送りとなった。改正選挙法第81条に投票日の3週間前に立候補届けを締め切る規定があるが、この矛盾についての十分な説明はされていない。

7日の妥結の大きな要因は、内務省が自らの管轄する選挙管理委員会による投票人名簿の見直しを認めたことである。この見直しとは、改めて投

票人名簿を各種書類に従って改訂増補するとともに、ある一定の要件を満たす者に対して裁判所の許可証によって投票権を認めるというものである。この許可証制度は大統領選挙の際にも存在していたが、野党側の主張によれば、その制度では要件に関する規定が明確でなく、裁判官の裁量が大きすぎ、制度上与党の支持者は二重投票が可能であるが、野党の支持者は不当に除外され本来の一票の投票権ですら付与されていないという事態がおこっていたということである。それが新許可証制度は要件さえ整えば投票権が付与されるとあって、野党にとっても大きな前進となる。許可証の獲得は投票日の3日前で締め切られる予定であったが、投票日当日まで激しいやりとりが行なわれ、選挙当日に投票所を視察した際にも、許可証による投票が相当数になっていることを確認した。開票の結果は、与党PDCIが146議席を獲得し圧勝であった。候補者の一本化に失敗したFRは、RDRが14議席、FPIが8議席、それぞれ確保し、168議席が確定した。唯一FRの選挙協力が実現したアビジャン・アボボ選挙区では、FRがPDCIを打ち破り、FPIとRDRで1議席ずつ獲得できたことを考えると、FRにとり、選挙協力の不発が今日の大きな反省材料となろう。

## 6 部族間抗争の萌芽

大統領選挙と前後して、FPIの主要地盤であるガニョア地方で、ベテ族によるパウレ族(ウフェ前大統領、ベディエ大統領の部族)の強制立ち退き騒動が勃発し、3000名近いパウレ族の難民が発生した。この抗争解決のためにダンカン首相ら政府高官が現地入りし事態の収拾にあたったが、11月27日の同地方の国民議会選挙の実施は先送りされることになった。同地方の選挙区から出馬予定であったグバグボFPI書記長は、出馬延期を余儀なくされた。このガニョアでの事件は単なるグバグボの出

馬延期という問題以上に、象牙海岸での部族間抗争の萌芽として重要視する方が適切だろう。

このガニョアの事件に際して、特定の部族を名指しで批判あるいは支持するという記事がPDCI及びFPI系日刊紙等に掲載された。この駆引きの中で垣間見えることは、部族間対立を煽って力づくで覇権を獲得しようとする実働部隊の存在と、その部族間対立の調停役を引き受ける代価として政策的妥協案を勝ち取るという政党指導者の存在という二面性であり、象牙海岸の政党間対立は部族間対立の様相を呈し始めているといえる。特定地域への利益誘導型の政党政治は、地域性の強い部族政党の助長を促すことになる。他方、与党PDCIが1992年制定破壊活動防止法の適用という実力行使をせず95年総選挙を終えたことに、一分の評価を与えずにはおられない。

## 結語にかえて

1月9日、国民議会事務局が開設され、ドンワヒ議長(PDCI:留任)が、グバグボ副議長(FPI、グバグボ書記長とは姻戚関係になる)、ジエモゴ副議長(RDR)を含む28名の構成員とともに記念写真に収まった。

政府与党のイボワリザシオン(部族意識を超越した国民意識化)への軌道修正の試みは、着実に具体化してきている。政治的安定と民主化の促進を調和させつつ経済成長を実現するという開発途上国特有の課題を背負った国家の一つであるが、第2の象牙の奇跡が実現すれば開発途上国の良き先例となることは間違いない。多くのアフリカ諸国がつまづいた部族問題を超克し、更には大局的な見地から西アフリカ地域の一大センターとしての役割を果たす国家への変容を遂げようとしている「象牙の挑戦」を温かく見守っていききたい。

(おおし・ひろと/在象牙海岸共和国日本国大使館専門調査員)